

第 1 3 4 号議案

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「2 万 2 , 0 0 0 円」を「2 万 3 , 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「または月額」を「、月額または年額」に改め、「4 0 万円」の次に「、年額については 6 0 万円」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第 2 条第 1 項の規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

日単位の報酬支払限度額を改めるとともに、年単位の報酬支払限度額を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。